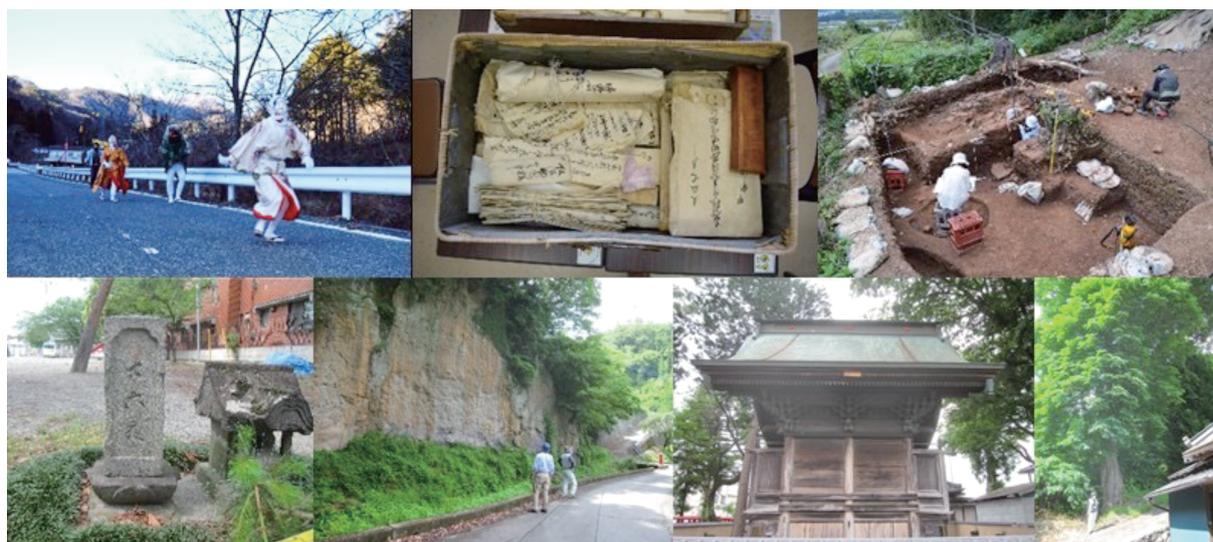


甲斐市 文化財保存活用地域計画 令和5年度～令和12年度

【概要版】



令和4年 12月
甲斐市

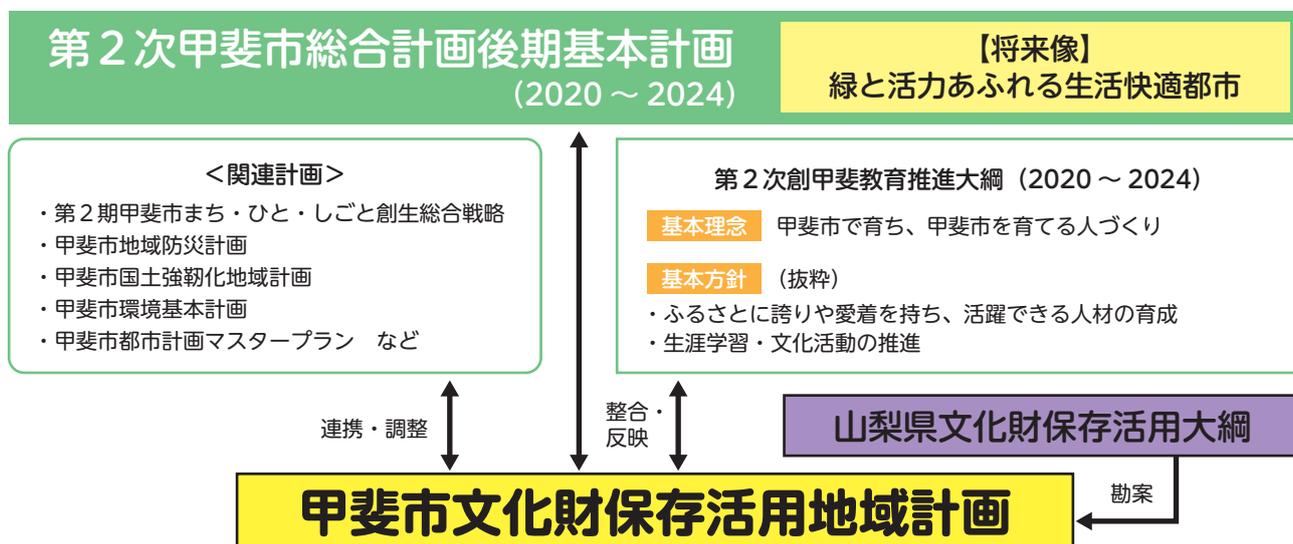
作成の背景と目的

近年、全国的にも過疎化や少子高齢化に伴う人口減少が進行しており、生活スタイルの多様化により人々の結びつきや地域交流という意識が薄れつつあります。その結果、これまで守り伝えられてきた各地域の「失われたら二度と元には戻らない」歴史文化(1)を、次世代にどのように継承していくのかという課題が、全国的な課題となっています。

そこで、地域の誇りであり、アイデンティティでもある歴史文化を見出し次世代に継承することを主目的として作成した計画が「甲斐市文化財保存活用地域計画」です。上述した課題を克服するためには、甲斐市教育委員会を主体として文化財保護に対する姿勢を積極的に打ち出すとともに、文化財の専門家のみならず市民及び民間企業など、甲斐市に関わる全ての人たちとの連携が必要です。その具体策を示し、目的を達成するためにまとめたものが、「甲斐市文化財保存活用地域計画」(以下、本計画)です。

本計画の位置付け

本計画は、文化財保護法第183条の3に規定に基づき、国の通知(平成31年3月29日付・「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の施行について(通知)」)、及び国の指針(令和3年6月14日付・「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の指定等に関する指針」)に示すマスタープラン及びアクションプランとして作成しました。



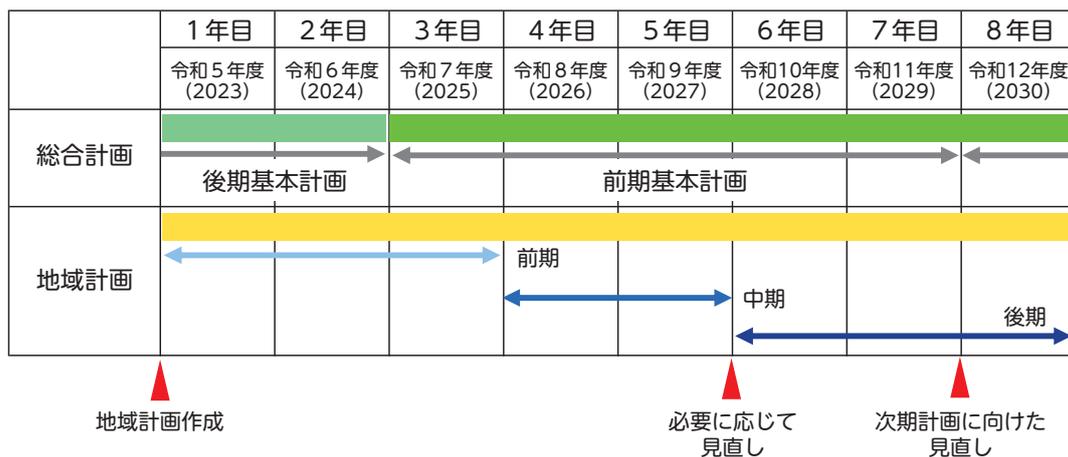
甲斐市文化財保存活用地域計画の位置付け

(1) 歴史文化(「歴史文化基本構想」策定技術指針p5から部分引用)

歴史文化とは、文化財とそれに関わる様々な要素とが一体となったものである。文化財に関わる様々な要素とは、文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動に加え、文化財を維持・継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承等であり、本技術指針でいう文化財の周辺環境のことである。

計画期間

本計画の計画期間は、次期総合計画の期間と調整を図るため、令和5年度(2023)から令和12年度(2030)の8年間としています。計画期間のうち令和5年度(2023)から令和7年度(2025)の3年間は前期、令和8年度(2026)から令和9年度(2027)までの2年間は中期、令和10年度(2028)から令和12年度(2030)までの3年間は後期と設定し、事業計画の目安とします。



甲斐市文化財保存活用地域計画の計画期間

「歴史文化資産」の定義（本計画の対象）

本計画では、文化財保護法で定義されている文化財以外に、文化的所産（生業・昔話など）を「歴史文化資産」と定義付け、本計画の対象としました。

| 歴史文化資産 | | | |
|-----------------|---|----------------------------------|--|
| 文化財保護法で定められた文化財 | 有形文化財 | 指定等文化財 未指定文化財 | 建造物 |
| | 無形文化財 | | 美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、書跡等、古文書、考古資料、歴史資料） |
| | 民俗文化財 | | 演劇、音楽、工芸技術等 |
| | 記念物 | | 有形民俗文化財（無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋等） |
| | | | 無形民俗文化財（衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能、民俗技術） |
| | 文化的景観 | | 遺跡（貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等） |
| | 伝統的建造物群 | | 名勝地（庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等） |
| | 埋蔵文化財 | | 動物、植物、地質鉱物 |
| 文化財の保存技術 | 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地（棚田、里山、用水路等） | | |
| 文化的所産 | 生業 | 宿場町、城下町、農漁村等 | |
| | 昔話 | 土地に埋蔵されている文化財 | |
| | 人物の事績 | 文化財の保存に必要な材料や用具の生産・製作、修理・修復の技術等 | |
| | その他 | かつて行われていた農林業などの生産活動に関わるもの | |
| | | 伝承・伝説や、市民個人の思い出など、市域の昔を知ることができる話 | |
| | 市域に関わる人物が行った事柄 | | |
| | 上記に当てはまらない歴史文化資産 | | |

甲斐市の歴史文化の特徴

山岳地で育まれた歴史文化 ～山仕事と祈りの道～

黒富士火山などによってつくられた山岳地は、荒川や亀沢川によって深い谷がつけられています。この地域は、かつては炭焼きや林業が盛んな地域でした。また、^{きんぶさん}金峰山信仰に伴う御嶽道が幾筋も集落内を通過しており、多くの人々が山中を行き交っていました。

丘陵地で育まれた歴史文化 ～水が少ない土地で暮らす～

^{かやがたけ}茅ヶ岳の南麓地域は緩斜面の丘陵地で、縄文時代の集落跡や古代御牧の推定地、^{みまさ}窯業、^{よつぎょう}信州へ続く^{ほさかじ}穂坂路・^{へみじ}逸見路が通るなど、古くから人々の活動が見られます。その反面、火山灰質の土壤に立地しているため、水を得るには大変苦勞した地域です。

平地で育まれた歴史文化 ～水辺で暮らすということ～

遺跡が数多く存在する平地（^{せんじょうち}荒川扇状地）。中世に^{いもじ}鋳物師が活躍した平地（^{はんらんげん}塩川氾濫原）。中世以前の遺跡が全く見つかっていない平地（^{かまなしがわ}釜無川扇状地）。水辺で暮らしているからこそ得られる恵みと被る害。それらを全て飲み込んだ上で人々が暮らしている地域です。



^{みたけみち}御嶽道（山岳地）



^{ひがしみね}東峰 C 遺跡（丘陵地）



^{しんげんづつみ}信玄堤（平地）



^{しもふくざわ}下福沢の ^{どうしじんまつり}道祖神祭（山岳地）



^{りゅうじおおためいけ}龍地大溜池（丘陵地）



^{さんしゃじんじやしとりい}三社神社石鳥居（平地）

基本理念

ふるさとの歴史文化を未来につなぐ 心づくりと人づくり

「心づくり」とは、ふるさとの歴史文化について学ぶことで、地域への誇りと愛着を持ち、将来、地域に参画・貢献していこうとする心持のことをさします。「人づくり」とは、歴史文化を次代に伝えるための人材育成はもちろんのこと、それらを次代に伝えることに共感に、共に活動をしていく“仲間”をつくることを示します。

基本方針

基本理念を実現するために、本市の課題を正確にとらえた上で3つの基本方針を定めました。方針は相互に連動しているもので、優先順位を示すものではありません。

方針 1：調べて残す（調査研究・保存・維持管理・伝承）

- 1-1 歴史文化を未来に残すための計画的・継続的な調査研究
- 1-2 保存・維持管理・伝承の仕組みや支援方法を整える

▶これまで様々な調査が行われていますが、それらは甲斐市のほんの一握りの事象を扱っただけに過ぎません。また、価値付けが明確でない未指定文化財も多数存在することから、市民・専門家・行政などがスクラムを組み、計画的な調査で市の歴史文化を調査研究していきます。

方針 2：伝えて共有し、育てる（情報発信・活用・人材育成）

- 2-1 様々な手法で甲斐市の歴史文化を情報発信する
- 2-2 関連部局と連携した歴史文化資産の活用
- 2-3 歴史文化を次代につなぐ人づくりの方法を整える

▶ふるさとの誇りと愛着を持てるような情報を発信し、そのような情報に触れる機会を多く設けることで、市の歴史文化資産を幅広い世代へと伝えます。また、「地元の歴史文化を次代に残したい」と考える市民を増やすことで、歴史文化を次代に伝える人材を育成します。

方針 3：未来につなげる（体制整備、防災・防犯への備え、拠点施設の整備）

- 3-1 歴史文化資産保護の体制整備
- 3-2 防災・防犯への備え
- 3-3 歴史文化資産拠点施設の整備の検討

▶現在、方針1・2を計画的に実行するためのマンパワーが不足しています。そこで、計画的な専門職員採用や、方針2によって発掘した育成した人材と共に調査・活用などができる体制を整備し、防災・防犯への備えも行います。また、これまでは各所で行ってきた調査研究・保存管理・教育普及・活用が一か所で行える拠点施設の整備を関係各所と共に検討します。

歴史文化資産の保存・活用に関する措置（具体的な取り組み）

基本方針1 調べて残す（調査研究・保存・維持管理・伝承）

| 基本方針 | 番号 | 事業名 | |
|------------------------------------|----|---------------------------------------|----------------------------|
| 方針1-1 歴史文化を未来に残すための計画的・継続的な調査研究 | 1 | 歴史文化資産把握調査の継続 | 本計画作成にあたり行った把 |
| | 2 | 市内埋蔵文化財調査 | 市内に所在する埋蔵文化財の |
| | 3 | 地域資料収集の関連部局との連携 | 散逸すると収集が困難となる |
| | 4 | 文化財保護法令に基づく指定等の推進 | 法令に基づく指定や登録制度 |
| 方針1-2 保存・維持管理・伝承の仕組みや支援方法を整える | 5 | 指定等文化財の状況確認調査 | 指定等文化財の状況確認を行 |
| | 6 | 歴史文化資産データベースの作成・更新 | 方針1-1で行った歴史文化資 |
| | 7 | 指定等文化財保存事業 | 指定等文化財の修理などを支 |
| | 8 | 散逸等の危機に瀕している歴史文化資産の保護体制の構築 | 人口減などの社会情勢の变化 |
| | 9 | 歴史文化資産の保存・伝承を行う団体への後継者育成支援体制を検討し、構築する | 指定等文化財継承の後継者育 |
| | 10 | 将来の『甲斐市史』編纂に向けた検討会の開催 | 合併以前の旧町史誌の一部は情報をデータベース化した上 |

基本方針2 伝えて共有し、育てる（情報発信・活用・人材育成）

| 基本方針 | 番号 | 事業名 | |
|-----------------------------------|----|----------------------------|-----------------------------|
| 方針2-1 様々な手法、場所で甲斐市の歴史文化を情報発信する | 11 | 地域計画の周知・広報事業 | 地域計画の周知・広報を推進 |
| | 12 | 歴史文化資産の情報発信と市ウェブサイト掲載内容の充実 | 情報発信の手法、市ウェブサ |
| | 13 | 歴史文化資産ハンドブック（冊子等）の作成 | 歴史文化資産の内容や魅力を |
| 方針2-2 関連部局と連携した歴史文化資産の活用 | 14 | 歴史文化講座の開講 | 歴史講座を歴史文化講座と改 |
| | 15 | 歴史文化資産学習の関連部局との連携 | 公民館・図書館などと連携し、 |
| | 16 | 歴史文化資産を活かしたふるさと学習 | 児童生徒・教職員や自治会等 |
| | 17 | ジュニアリーダー、シニアリーダーとの連携 | ジュニアリーダー及びシニア |
| 方針2-3 歴史文化を次世代につなぐ人づくりの方法を整える | 18 | 歴史文化資産の調査を行える人材の発掘・育成 | 歴史文化講座やワークショップ |
| | 19 | 歴史文化資産の案内や説明ができる人材の育成 | 一定レベルの専門知識を有す |
| | 20 | 歴史文化に興味関心のある若年世代の発掘・育成 | 方針2-2で連携したジュニアでは、次世代に歴史文化を語 |

基本方針3 未来につなげる（体制整備、防災・防犯への備え、拠点施設の整備）

| 基本方針 | 番号 | 事業名 | |
|---------------------------|----|------------------------|---------------|
| 方針3-1 歴史文化資産保護の体制整備 | 21 | 専門職員の計画的な増員 | 考古学専攻以外に、民俗学・ |
| | 22 | 文化財保護審議会委員定数の増員 | 委員の専門分野外の事柄も扱 |
| | 23 | 市民と協働で行う歴史文化資産の保護体制の検討 | 市民・所有者等・行政・専門 |
| | 24 | 市職員への歴史文化資産研修、庁内連携強化 | 市内にある歴史文化資産につ |
| 方針3-2 防災・防犯への備え | 25 | 歴史文化資産ハザードマップの作成 | 市ハザードマップと歴史文化 |
| | 26 | 防災・防犯の体制及びマニュアルの整備 | 災害等から歴史文化資産を守 |
| | 27 | 市民参加による防災訓練の実施 | 文化財防火デーの防災訓練等 |
| | 28 | 歴史文化資産パトロール体制の構築 | 指定等文化財以外にも、定期 |
| 方針3-3 歴史文化資産拠点施設の整備の検討 | 29 | 歴史文化資産拠点施設の整備 | 調査研究・保存管理・教育普 |

| 事業内容 | 取組主体 | | | | 事業計画期間 | | |
|--|-------|-------|----|-----|--------|----|----|
| | 行政(文) | 行政(関) | 市民 | 専門家 | 前期 | 中期 | 後期 |
| 掘調査の追加調査や、調査ができなかった歴史文化資産の把握調査を継続し、歴史文化資産のデータベース構築のための基礎資料とする。 | ◎ | | ○ | | | | |
| 調査を実施、情報の把握と整理に努める。 | ◎ | | | | | | |
| 郷土に関する様々な資料収集を、図書館や公民館などと連携して取り組む。収集資料はデータベース化を行う。 | ◎ | ○ | ○ | | | | |
| を活かした保護や指定基準の見直しを、文化財保護審議委員と共に適切に推進する。 | ◎ | | | ○ | | | |
| い、状態や今後の修理等の予定を指定文化財台帳に記録する。また、次世代への継承に向けた課題等を整理する。 | ◎ | | ○ | ○ | | | |
| 産把握調査の調査情報を、類型ごとに整理した台帳及び位置図を作成し、定期的に更新する。 | ◎ | | | | | | |
| 援し、適切な保護を図り、将来に継承する。 | ◎ | ○ | ○ | | | | |
| によって散逸等の危機に瀕している歴史文化資産をどのように次世代に伝えるか、その保護体制を市民と共に検討し、構築する。 | ◎ | ○ | | ○ | | | |
| 成方法を市民（所有者等含む）・専門家・行政の三者で検討会を開催し、後継者育成支援体制を構築する。 | ◎ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 刊行から50年以上経過しており、歴史文化に関する情報が現在とは大きく乖離している。方針1-1で把握した最新の歴史文化資産で、将来の市史編纂に向けた検討会を開催する。 | ◎ | ○ | | ○ | | | |

| 事業内容 | 取組主体 | | | | 事業計画期間 | | |
|--|-------|-------|----|-----|--------|----|----|
| | 行政(文) | 行政(関) | 市民 | 専門家 | 前期 | 中期 | 後期 |
| し、計画に対する市民の理解を深め活動主体間の連携を推進する。 | ◎ | | | | | | |
| イトの構成・内容を見直すほか、適宜説明板や案内板の設置をする。 | ◎ | | | | | | |
| 解説したハンドブック（冊子）を作成し、講座テキストとしての活用をはじめ、見学者向けのガイドブックとしても使用する。 | ◎ | | | ○ | | | |
| 称し、継続的に市民等が時代別・テーマ別の歴史文化に触れる機会を創出する。 | ◎ | | | | | | |
| 時代別・テーマ別の歴史文化の学習機会を現在よりも多く創出する。 | ○ | ◎ | | | | | |
| への出前授業や出前講座を実施し、幅広い年代が歴史文化に触れる機会を設ける。 | ◎ | ○ | | | | | |
| リーダーが、歴史文化に触れる体験会や研修を行い連携を深める。 | ◎ | ○ | | | | | |
| プなどを利用し、歴史文化資産の調査に深い関心のある人材を発掘し、専門知識を有する人材を育成する。 | ◎ | | | ○ | | | |
| る人材のなかで、次世代に地域の歴史を語り継ぐことができる人材を育成する。 | ◎ | | | | | | |
| リーダー等を端緒に、歴史文化に興味関心のある若年世代の発掘を行う。その中で、より深く歴史文化に興味関心がある人達に対し継ぐことができるような人材として育成する。 | ◎ | ○ | | ○ | | | |

| 事業内容 | 取組主体 | | | | 事業計画期間 | | |
|--|-------|-------|----|-----|--------|----|----|
| | 行政(文) | 行政(関) | 市民 | 専門家 | 前期 | 中期 | 後期 |
| 文献史学などの専門職員の計画的な採用を行い、保存・活用体制の増強を行う。 | ○ | ◎ | | | | | |
| うことが増えたため、条例を改正して定数を増員し、すぐに相談できる体制を整える。 | ◎ | ○ | | | | | |
| 家が連携した、持続可能な歴史文化資産保護体制の検討会を開催する。 | ○ | | ◎ | ○ | | | |
| いて庁内理解が不足しているため、職員への普及啓発活動を行い、全庁をあげての保存・活用体制への布石とする。 | ◎ | | | | | | |
| 資産の位置図を重ね、歴史文化資産ハザードマップを作成し、自治会や消防署と共有する。 | ◎ | | | | | | |
| るための体制維持・整備と、国や県と連携した防災・防犯マニュアルを整備する。 | ◎ | ○ | ○ | ○ | | | |
| を今後も継続して実施し、防災意識の啓発を図る。 | ◎ | ○ | ○ | | | | |
| 的な巡視を行うためのパトロール体制を検討し、構築する。 | ◎ | | ○ | | | | |
| 及の全てが一元的に行える拠点施設の整備を検討する。 | ◎ | ○ | | | | | |

※取組主体は、◎が主として取り組む主体。○は協力して取り組む主体。
 行政（文）は文化財部局、行政（関）は庁内関連部局・山梨県・近隣市町村を示します。
 市民は住民・歴史文化資産所有者（管理者）・本計画の協議会委員を含み、専門家は市文化財保護審議委員などを示します。

推進体制と各主体の役割

本市において歴史文化資産の保存・活用を主管するのは教育委員会 生涯学習文化課です。また、文化財保護法第190条に基づき、市文化財保護審議会を設置し、文化財の適切な保存・維持管理・調査が行われているか等、種々の歴史文化資産に対する助言をいただいています。ほかに、庁内関連部局や関連機関とも必要に応じて調整・相談・協力を行い、文化財保護行政にあたっています。

本計画の推進及び実現には、市民・専門家・行政の連携が非常に重要です。その連携の要となる組織が、地域関係団体の代表者や公募委員、専門家、行政で構成される「甲斐市文化財保存活用地域計画協議会」です。市民・専門家・行政の各主体が下記に記した役割を認識しながら一体となって、歴史文化資産の保存・活用を推進します。

各主体の役割

| 区 分 | 役 割 |
|-------|---|
| 市 民 | 誰もが過去から現在、未来へと歴史文化をつないでいる主体者であることを認識し、自らが住む地域の歴史文化資産を適切に守っていく。 |
| 専 門 家 | 各分野の専門知識を根拠に、適切に歴史文化資産の保存・活用ができているか等の助言や指導を行うと共に、行政が行う調査・研究と連携しながら実施する。 |
| 行 政 | 本計画の取組について、市民・専門家や関連部局との連携・調整を行い、保存・活用を押し進める。 |

計画の進捗管理と自己評価の方法

歴史文化資産の適切な保存・活用は、一時的な事業としてではなく、未来につなげるという性格上、計画的に取り組む必要があります。進捗管理はチェックシートなどを作成し、現状確認、課題等を把握した上で、定期的に課内及び市文化財保護審議会で評価し、結果を広く公開するものとします。

数値目標を示すことができる教育普及事業などについては数値で達成目標を示し、数値目標を示すことが難しい保存維持管理事業などは、計画期間に応じた目標設定を行い、適切な事業ができているかを定期的に確認します。

また、計画期間の変更が生じた場合は、課内及び市文化財保護審議会などと協議の上、適切な対応に努めることとします。

甲斐市文化財保存活用地域計画 【概要版】

発行：令和5(2023)年3月

発行・編集：甲斐市教育委員会 生涯学習文化課

山梨県甲斐市篠原2610番地

TEL：055-278-1697（直通）／FAX：055-276-7290

計画の全文は甲斐市ホームページに掲載しています。

